



河川環境の保全が可能となる工法の基準について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成11年11月1日

事務連絡
平成11年11月1日

都道府県・政令市
災害担当課長 殿

土木部河川課防災係長

河川環境の保全が可能となる工法の基準について

平成11年8月6日付け建設省河川局防災・海岸課建設専門官から大蔵省主計局司計課上席予算実地監査官宛ての標記文書について、別紙のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、都道府県におかれましては、関係市町村（政令市は除く）に周知していただきますようお願いいたします。

別紙

河川環境の保全が可能となるような工法の基準について
平成11年8月6日付文書（建設省河川局防災・海岸課建設専門官から
大蔵省主計局司計課上席予算実地監査官宛て）の取扱い

2.(1)被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合

○土羽護岸も対象とするものである。ただし、現地の状況により対象としない場合もある。

2.(2)自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

○法令には、条例も含まれるものとする。ただし、自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令に基づく条例に限る。

2.(4)被災施設付近の河川区間において、絶滅の恐れのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認又は予想される場合

- 「絶滅の恐れのある野生動植物の種等」とは、以下のものを言う。
 - ・環境庁自然保護局野生生物課編集「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 」
 - ・環境庁自然保護局野生生物課編集「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドリスト - 」
 - ・文化財保護法の天然記念物
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による特定種
 - ・自然公園法の指定植物（特別地域）
- 「確認」とは、国、地方公共団体、研究者、NPO、自然保護団体、漁協等による現地調査による他、文献、環境調査の一環として行われる間取りにより確認できる場合を含む。
- 「予想される」とは、当該箇所が上記で確認された野生生物の生息・生育環境と同一地域にあり、かつ、同一の環境にあることとする。